

特記仕様書

1. 適用範囲

本特記仕様書は、「(仮称) 養正こども園地形測量業務委託」に適用する。

本特記仕様書に記載されていない事項については、「敷地調査共通仕様書」(令和5年改定)を参考とし、詳細な事項の適用は監督員との協議による。

2. 目的

本業務は、(仮称) 養正こども園建設事業に係る基本計画及び基本設計のための地形測量であり、隣接する養正小学校の敷地を含め、既存施設の位置及び高さ、保育園敷地及びその周囲の地形、構造物の状況を把握するものである。

3. 業務名等

- ① 業務番号 多保幼委 第22号
- ② 業務名 (仮称) 養正こども園地形測量業務委託

4. 業務内容

- ① 地形測量 1式
- ② 図書作成 1式

5. 敷地の概要

- ① 測量対象地 多治見市平野町2丁目79番地
 (現養正幼稚園、養正小学校及びその周囲)
- ② 測量対象面積 0.02 km²

6. 業務の実施

- ① 管理技術者・担当技術者の資格要件

地形測量に係る十分な能力を有する者とする。

- ② 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他 (業務期間中に定期的な時)

- ③ その他、業務の履行に係る条件等

- ア 成果品の提出場所 (多治見市役所都市計画部建築住宅課)
- イ 成果品の取扱いについて

提出されたデータについては、当該敷地に係る建築設計及び建築工事の受注者に貸与し、当該建築設計及び当該工事における設計図及び施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

7. 納入成果品

- ① 業務報告書 2 部
- ② 地形測量図 (A4 縦向き) 2 部
- ③ 電子データ 2 部

(地形測量図の電子データは、受注者が作成した CAD データのほか、JWW 形式及び PDF 形式によるデータを提出する。また、測量記録 (座標) の電子データは、EXCEL 形式等の 2 次利用が可能なデータを提出する。)

- ④ その他監督員が必要とする書類 1 式

※ 上記に変更のある場合は、監督員との協議により決定する

8. その他の提出書類

① 業務着手時

- 1) 業務工程表 1 部
- 2) 管理技術者通知書 1 部 (資格証等の写し及び経歴書を添付)
- 3) 主任技術者通知書 1 部 (資格証等の写し及び経歴書を添付)
- 4) 担当技術者通知書 1 部 (資格証等の写し及び経歴書を添付)
- 5) 再委託申出書 1 部 (登録証明書等の写し及び経歴書を添付)

② 業務完了時

- 1) 業務完成通知書 1 部
- 2) 業務打合せ記録簿 1 部
- 3) 成果品一覧表 1 部
- 4) 業務写真 (成果物写真) 1 部

- ③ ①及び②の事項に変更のある場合は、監督員との協議により決定する。

8. 環境配慮

- ① 電子メール等の積極的な活用や車のアイドリングストップなどの環境配慮につとめる。
- ② 使用する消耗品等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) に規定されている調達品目等の環境への負荷が小さいものを使用するように努める。
- ③ 業務は下記事項を留意したものとする。こと。
 - ア 水質汚濁、大気汚染、騒音はそれぞれに係る環境基準等を遵守すること。
 - イ 建設機械は、低騒音、低振動、環境対策型建設機械を使用する計画とすること。
 - ウ 廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルをした計画とすること。
 - エ 発生する副産物は、再利用を基本とし、廃棄物が適正に処理・処分される計画とすること。
 - オ 提出書類等には、エコマーク商品等の環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
 - カ その他受注者が行っている環境配慮行動を実施すること。

9. 妨害又は不当要求に対する通報義務

- ① 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に

照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

- ② 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

10. その他

- ① 受注者は、監督員と緊密な連絡をとり、十分な打合せを行って業務を遂行するものとし、業務の実施にあたり不明確な点は監督員との協議により、その指示に従って実施する。

既存園舎の床等の高さ測定を実施する位置については、監督員（監督員が必要と認める場合は、別に発注する「（仮称）養正こども園建設設計業務委託」の受注者）との協議により決定する。

- ③ 業務の実施中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧する。

以上